

I 会員の権利に関する内規

1. 正会員

正会員は次の権利を有する。

- ① 総会における議決権
- ② 理事の選挙権および被選挙権、会長の選挙権
ただし、改選年度の2年前の年度会費を納入していること。
- ③ 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』への投稿
ただし、投稿時において当該年度までの会費を納入していること。
- ④ 大会その他の研究会等への出席ならびに発表
ただし、大会発表申込にあたっては、5月末日以前に当該年度までの会費を納入していること。
- ⑤ 学会の発行する次の刊行物等の受取
 - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
 - ii ニュースレター
 - iii 会員名簿 等

2. 学生会員

学生会員は次の権利を有する。

- ① 大会その他の研究会等への出席
- ② 学会の発行する次の刊行物等の受取
 - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
 - ii ニュースレター
 - iii 会員名簿 等

3. 名誉会員

1) 名誉会員は、本学会会長経験者または本学会のため特別の功労のあった者で、年齢70歳以上の者の中から理事会が推薦し、総会の承認を得る。

2) 名誉会員は次の権利を有する。

- ① 総会における議決権
- ② 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』への投稿
- ③ 大会その他の研究会等への出席ならびに発表
- ④ 学会の発行する次の刊行物等の受取
 - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』

- ii ニュースレター
- iii 会員名簿 等

4. 団体会員

団体会員は次の権利を有する。

- ① 大会その他の研究会等への出席
- ② 学会の発行する次の刊行物等の受取
 - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
 - ii ニュースレター
 - iii 会員名簿 等

5. 賛助会員

賛助会員は次の権利を有する。

- ① 大会その他の研究会等への出席
- ② 学会の発行する次の刊行物等の受取
 - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
 - ii ニュースレター
 - iii 会員名簿 等
- ③ 大会プログラムへの広告掲載

6. 特別会員

特別会員は次の権利を有する。

- ① 総会における議決権
- ② 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』への投稿
ただし、投稿時において当該年度までの会費を納入していること。
- ④ 大会その他の研究会等への出席ならびに発表
ただし、大会発表申込にあたっては、5月末日以前に当該年度までの会費を納入していること。
- ⑤ 学会の発行する次の刊行物等の受取
 - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
 - ii ニュースレター
 - iii 会員名簿 等

附則

この内規は、平成28年10月8日から実施する。

2011年2月19日 常任理事会承認
2017年5月14日 常任理事会一部改正

Ⅱ 大会の発表等に関する内規

1. 大会において口頭発表、ポスター発表、共同企画を希望する正会員・特別会員は、筆頭（代表者）・連名にかかわらず5月末日以前に当該年度までの会費を納入し、所定の期日までに発表申込を完了しておかなくてはならない。
2. 同一大会において口頭発表、ポスター発表の筆頭発表者（代表者）となれるのはいずれか1件のみとする。共同企画で筆頭発表者となれるのも1件のみとする。なお、筆頭（代表者）・連名にかかわらず、1人が発表できる件数は口頭発表とポスター発表、および共同企画をあわせて2件を上限とする。
3. 口頭発表、ポスター発表の場合、1名を上限として非会員が連名発表者になることができる。ただし、非会員の連名発表者は当日臨時会員となって発表会場に同席することが望ましい。
4. 共同企画における発表者は、代表者を含む2名以上が正会員・特別会員・名誉会員であることとする。このほかに、複数の非会員が連名発表者となることができる。
5. プロジェクト研究における発表者は、常任理事会が決定する。なお、発表者の会員資格は問わないものとし、非会員の場合は大会参加費納入の義務を負わない。
6. 大会実行委員会企画における発表者（講演者、パネリスト、ワークショップ指導者等を含む）は、大会実行委員会が提案し、常任理事会の承認を得る。なお、発表者の会員資格は問わないものとし、非会員の場合は大会参加費納入の義務を負わない。
7. 院生フォーラムの発表者は、正会員・特別会員の大学院生に限る。発表に先立ち、大会開催当日までに当該年度までの会費を納入し、大会参加費を納入すること。
8. 大会参加費は、名誉会員、賛助会員、5および6に該当する非会員を除き、すべての大会参加者が納入する。院生フォーラムの参観のみの場合も同様である。なお、金額は、会員／非会員、前納／当日納入の別により、別途定める。

附則

この内規は、平成29年5月14日から実施する。